

新潟市自動車による移動食品営業の取扱要綱

新潟市自動車による移動食品営業の取扱要綱（平成12年新潟市告示第85号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車をいう。）（二輪自動車を除く。）に設備を設けて食品調理又は食肉処理を行う営業（以下「移動食品営業」という。）について、取扱食品、取扱方法等を定めることにより、食品衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

（対象とする業種等）

第2条 この要綱の対象とする業種、取扱食品等並びに自動車の構造及び設備は、新潟県が定める基準の例による。

（営業許可の申請等）

第3条 移動食品営業の許可の申請をする場合に、下ごしらえを必要とする原材料を使用するときにあつては、当該下ごしらえを行う場所の屋号、製造者及び製造所の所在地を付記し、又は付記した書面を添付し、当該営業が食肉処理を行うものにあつては、処理を予定する野生獣の種類、主として営業する地域、当該自動車の保管場所及び二次処理施設について記載した別記様式を添付しなければならない。

2 保健所長は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第3項の規定により調理品目等に必要な条件をつけることができる。

3 新潟県内で移動食品営業の許可を受けた者が、市内で移動食品営業を行う場合については、この要綱による基準を満たしたものとみなす。

（許可書の携帯）

第4条 営業の許可を受けた者は、営業許可書を携帯するものとする。

（監視指導等）

第5条 保健所長は、営業地域が本市以外の新潟県内の市町村にまたがる場合は、必要に応じて営業地域を管轄する保健所長と、その監視指導について十分協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

(ふりがな)				
移動処理車の 名称，屋号又は商号				
(ふりがな)				
営業者の氏名				
営業者の住所				
処理を予定する野生獣 (○を付ける)		イノシシ ・ ニホンジカ		
主として営業する地域				
移動処理車の保管場所				
二次 処理 施設 (1)	営業所の名称， 屋号又は商号			
	営業所の所在地			
	営業者の氏名			
	営業の種類 (許可条件)		許可年月日	許可番号
	( 食肉処理業 )		・	・
二次 処理 施設 (2)	営業所の名称， 屋号又は商号			
	営業所の所在地			
	営業者の氏名			
	営業の種類 (許可条件)		許可年月日	許可番号
	( 食肉処理業 )		・	・